

消 防 危 第 69 号
消 防 特 第 72 号
令和 3 年 4 月 14 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長
消防庁特殊災害室長

プラントにおけるドローン活用事例集の再改訂について

石油コンビナート等における無人航空機（いわゆるドローン）の安全な活用方法については、「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン等の送付について」（平成 31 年 3 月 29 日付け消防危第 51 号・消防特第 49 号）により「ガイドライン」をお示しし、これによる運用をお願いするとともに、併せて「プラントにおけるドローン活用事例集」（以下「事例集」という。）を周知したところです。また、「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドラインの改訂等について」（令和 2 年 3 月 27 日付け消防危第 74 号・消防特第 36 号）によりガイドライン及び事例集の改訂をお知らせしたところです。

今般、消防庁、厚生労働省及び経済産業省による「石油コンビナート等災害防止 3 省連絡会議」において、事例集を別添 1 のように再改訂しましたのでお知らせします。なお、最新のガイドライン及び事例集は、石油コンビナート等災害防止 3 省連絡会議共同運営サイトに掲載しています。
(https://www.fdma.go.jp/relocation/neuter/topics/fieldList4_16/jisyuhoan_shiryu.html)

各都道府県消防防災主管部長においては、執務の参考としていただくとともに、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても周知されますようお願いいたします。

また、このことについては、別添 2 のとおり、関係事業者団体に対しても通知しています。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

【参考】事例集の改訂内容

- ・「2. 実証実験の事例」を 2 件追加

（当該実験では、「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」に基づき危険区域の再評価を行った上で、ガイドラインに基づくドローン活用を実証）

- ・「3. 国内企業の事例」を 4 件追加

（問い合わせ先）
消防庁危険物保安室・特殊災害室
担当：勝本
TEL 03-5253-7524 / FAX 03-5253-7534